

自治体学会 学術会議問題検討員会

今だから語ろう 「自治 の理想と現実」



2021.03.28(日)

14:00~16:30

論点提起 中川幾郎さん（帝塚山大学名誉教授）

菅内閣に 10/25 学術会議問題の意見書を提出

- ・国と地方は対等、協力を旨とする地方分権
- ・言論の自由が保障された民主主義国家の確立
→道半ばであると痛感

→日本学術会議が10月2日に表明した要望書を指示する

- ・任命拒否した理由
- ・学術会議の推薦に基づき任命する慣行慣例を変えた理由を明らかに

法治国家の原則を踏みにじっている。

拒否したこと、判断基準が示されていない。

「総合的俯瞰的判断」というが合理的説明ではない。

解釈そのものが変えられるということは解釈権を内閣が独占すること。解釈権は国民全部のもの。

任命拒否問題と学術会議のありかたは別問題として切り離すべき

ヨーロッパ、アメリカ 国の公費助成

準機関として抱えること＝国にとっても大事という価値観

国を誤らせないため、政府に異論をはさんでもリベラルさを保障
批判的なものを除外するということは時代を逆戻りさせることに。

自治体学会として声明文を出すべきではないかという意見に対して

事務局「法人会員もいる中で統一の見解を出すことは困難」

→有志で声明を出すことで乗り切った。

会員には「公務員の政治的中立を犯すのではないか？」

☞私たちは特定の政党を誹謗中傷しているのではなく、内閣に対してモノを言っている。

政治主導を提唱した民主党政権でも起こり得た。

その流れのなかに、自民党が内閣人事局を設置することに国民は批判することなく受け入れてしまった。

政治と行政の3つの規範

●政治（団体）が行政（機構）を統制する（第1規範）



英・米で政治の弱体化と政治の腐敗が発生
（歴史的教訓として）↓

●分離の規範（第2規範）

行政の政策企画の段階はともかく、政策の実行段階においては不当な介入をしない。

政治任用職員はともかく、資格任用職は政治的干渉から守られている。

→これらが確立されていないことが、今回の問題を誘発。

公務員の中立性

トップが政治家である限り政治からある程度介入されるが、公務員は憲法に忠実であり、法治国家の秩序に従う。

政治活動と思われる場合も公論を保障する

消極的中立性はまずい。

学会の立場はどうあるべきか。

学術会議の構成団体としても声明を出すべき。

極めて明快な問題。権力による人事介入、学問の自由に対する侵害。

学術会議の問題は最終段階。

人事政策が武器に。

憲法に保障された学問の自由まで侵しつつある。

学問は批判性を欠くと成立しない。批判する機能を国家の中に内在装置としておくことが学術会議のあるべき姿。

「荀子」国家にとっての良し悪しを気にせず自分の地位だけを保つことを考えて権力者に迎合する連中を国賊という。こういう連中を抱えてはいけない。

内部で多様性を担保するための装置として学術会議はある。

諫言をする人々を担保するのが国の器量であり、安全性を担保する

合意しなければ行動できないのはおかしい。

機関として評議員会や理事会があるなら論理の整理を主導権をもってやるべき。

保障するのが会の規則とか綱領。

